

ASAHIネットLTE特約 主要な点における新旧対照表 2026年2月1日改正

改正後		改正前
<p>第1条 総則</p> <p>5.用語の定義</p> <p>(2)「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)<u>等の電話サービスおよびブロードバンドサービスを併せて</u>いいます。</p> <p>(3)電話サービスにおける「ユニバーサルサービス料」とは、電話サービスにおけるユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、NTT東日本株式会社またはNTT西日本株式会社に支払うために、当社が会員から本特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。</p> <p>(4)ブロードバンドサービスにおける「ユニバーサルサービス料」とは、ブロードバンドサービスにおけるユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している回線の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、第二種適格電気通信事業者へ支払うために、当社が会員から本特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。</p>	(削除) (変更) (変更) (追加)	<p>第1条 総則</p> <p>5.用語の定義</p> <p>(2)「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法<u>第7条の規定</u>により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)<u>の電話サービス等の基礎的電気通信役務を</u>いいます。</p> <p>(3)「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、NTT東日本株式会社またはNTT西日本株式会社に支払うために、当社が会員から本特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。</p>
第14条 料金および支払	(変更)	第14条 料金および支払
1. 本サービスは、利用契約の承認日の含まれる月を契約開始月として、会員のご利用の有無にかかわらず、当社所定の料金(月額		1. 本サービスは、利用契約の承認日の含まれる月を契約開始月として、会員のご利用の有無にかかわらず、当社所定の料金(月額

額基本料、電話およびブロードバンドサービスにおけるユニバーサルサービス料ならびに電話リレーサービス料等)が発生し、会員は、当該料金を当社に支払うものとします。		基本料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス等)が発生し、会員は、当該料金を当社に支払うものとします。
<p>第16条 会員情報の取り扱い</p> <p>3. 当社は、前二項の場合または当社の規約もしくは法令に基づく場合を除き、会員情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(オンライン画面上または書面上にそれらを明示し、会員が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含みます)を行わない限り、第三者に会員の情報を開示または提供しないものとします。</p> <p>ただし、以下の各号に定める場合、当社の判断により必要な範囲内で個人情報を開示または提供することがあり、会員はこれを承諾するものとします。</p> <p>(1)<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)</u>に基づく発信者情報開示請求等があった場合</p>	(変更)	<p>第16条 会員情報の取り扱い</p> <p>3. 当社は、前二項の場合または当社の規約もしくは法令に基づく場合を除き、会員情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(オンライン画面上または書面上にそれらを明示し、会員が提供の拒否を選択できる機会を設けることを含みます)を行わない限り、第三者に会員の情報を開示または提供しないものとします。ただし、以下の各号に定める場合、当社の判断により必要な範囲内で個人情報を開示または提供することがあり、会員はこれを承諾するものとします。</p> <p>(1)<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)</u>に基づく開示請求があった場合</p>